

28松（教生）第16号

情報公開請求に係る決定処分についての審査請求事案

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 松山市教育委員会

教育長 山本 昭弘

審査請求人が平成28年5月23日に提起した松山市教育委員会に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成28年4月4日付けで、松山市教育委員会に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。
- 2 松山市教育委員会は、平成28年4月13日付けで、審査請求人に対し、松山市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（28松（教生）第2号。以下「本件処分」という。）をした。
- 3 審査請求人は、平成28年5月23日付けで、松山市教育委員会に対し、本件処分についての審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

審査請求書の写し（別添1）及び平成28年6月14日付け補正書（別添2）によれば、審査請求人の請求はおおむね次のとおりと解される。

- (1) 松山市教育委員会が本件処分で公開した行政情報は、審査請求人が本件公開請求で求めたものと異なる。
- (2) 松山市教育委員会が本件処分で不存在を理由に非公開とした行政情報は、存在するはずである。

理 由

審査庁は、本件審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、(1)審査請求人の押印がないこと、(2)宛先の記載が誤っていること、(3)審査請求に係る処分があったことを知った年月日の記載がないこと、(4)審査請求の趣旨の記載がないこと及び(5)審査請求の理由が明示又は特定されていないことにより、本件審査請求を不適法なものとして、平成28年6月2日付けで、行政不服審査法第23条の規定に基づき審査請求人に対して補正を命じた（別添3審査請求書の補正命令）。

しかるところ審査請求人は、同月14日付け補正書で一部は補正したものの、別添3審査請求書の補正命令で示した補正期限の同月16日を経過しても、審査庁が押印及び宛先の記載の修正の上で返送を求めた審査請求書原本の返送をしないほか、必要な補正を行っていない。

その後、審査庁は、同月24日付けで、再度上記未補正事項の補正を命じた（別添4審査請求書の補正命令）が、補正期限の同年7月8日を経過しても何ら補正が行われることなく、かつ、審査請求書原本の返送もなされていない。

なお、審査請求人は、上記補正期限の平成28年7月8日を経過した同月11日に「7月8日前後にこみ入った事あり気をつけてはいたのですが、気がつくときが過ぎていました。それで残念ながら、今回、本件の請求を断念します。」と記した文書をファクシミリにより松山市教育委員会事務局生涯

学習政策課〇〇〇〇宛てに送信していることを念のため付言する。

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求書の記載事項の不備が補正されていないばかりか、その原本の返送もなされておらず、明らかに不適法であるから、その余の点について判断するまでもなく却下を免れない。

したがって、行政不服審査法第24条第1項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年8月12日

審査庁 松山市教育委員会

教育長 山本 昭弘